

一般社団法人日本精神科看護協会  
教育認定委員会

精神科認定看護師制度の改正準備  
プロジェクト

報 告 書

平成 26 年 11 月

## 1. 目的

精神科認定看護師制度は平成7年に創設された。その後、平成19年度に4分野であった認定分野を10の専攻領域に細分化し、協会が指定する施設での実習の実施等カリキュラムの充実等の大幅な制度の改正を実施した。この制度の改正時には、国の施策を見据えて専攻領域の細分化を行ったものの、そのニーズが当初予想されたよりも高まらない専攻領域があった。また、看護界においては、大学や大学院における教育が充実してきており、厚生労働省の「チーム医療推進会議」で議論されてきた「特定行為に係る看護師の研修制度」が法制化された。

これらの現状をふまえ、当協会では高い実践能力をもつ精神科認定看護師の養成について平成23年度からプロジェクトを発足した。平成23年度は「精神科認定看護師制度の方向性に関するプロジェクト」において、今後の精神科認定看護師制度の方向性や教育制度のあり方等に関する議論を重ねた。平成24年度の「精神科認定看護師制度検討プロジェクト」では精神科認定看護師制度の改正の概要（案）が提示され、平成27年度に精神科認定看護師制度を改正することとなった。本プロジェクトは、平成24年度のプロジェクトにより報告された内容に基づき、その実現にむけた準備および必要な検討を行うことを目的に平成25年度に発足し、今年度は表1に示した検討事項について議論を行った。なお、本報告書は、平成27年度の精神科認定看護師制度改正に関する最終報告である。

表1 平成26年度の主な検討事項

項目	検討が必要な事項
教育課程	教育目的、シラバスの作成、中間試験(中間評価)の実施方法 実習要項の作成、実習の評価方法 など
認定試験	出題基準の検討、出願書類の作成 など
登録	登録の内容 ホームページ上の精神科認定看護師全国データの公表のあり方 など
更新	活動実績ポイントの検討、運用方法 など
広報	学術集会等での説明会の実施、実習施設への説明会の実施 など

## 2. 検討期間および答申時期

平成26年4月から平成26年11月に検討をし、平成26年11月22日の理事会に答申する。

### 3. 検討内容と提案事項

平成 25 年度の「精神科認定看護師制度の改正準備プロジェクト」の報告書において示された検討事項について、検討した。また、平成 27 年度に改正する精神科認定看護師制度の実施に関する事項を参考資料 1 のガイドブック（案）にまとめた。なお、ガイドブックは年度毎に発行するのではなく、今後は改訂毎に発行していく。

#### 1) 教育課程について

##### <提案事項>

- 教育理念、教育目的、カリキュラムを資料 1 のとおりとする。本教育課程の実施にあたっては、シラバスを作成し、その内容に基づいて研修会、演習、実習を行う。
- シラバスには、各科目の到達目標、単元、具体的な学習内容、その学習内容に関するキーワードを提示する。教育認定委員会は、平成 27 年 4 月には公表できるよう準備する。
- 「家族関係論」「退院調整」の科目については、科目の名称を「家族援助論」「退院支援」に変更する。
- 中間試験は単位の認定を判定する科目修了試験として位置づけ、精神科認定看護師認定試験の筆記試験に準じた内容とする。
- 実習は、中間試験に合格し、基礎科目・専門基礎科目・専門科目を修了していることを実習の受講要件とする。
- 実習は、「入院医療看護コース」と「外来・在宅看護コース」を設置し、入院医療看護コースは、精神科病棟などでの入院医療に関する看護実践を学ぶコース、外来・在宅看護コースは、外来や訪問看護ステーションなどでの地域生活支援に関する看護実践を学ぶコースとして位置づける。認定志願者はいずれかのコースを選択し、資料 2 に示す実習要項に基づき実習を実施する。

##### <理由・背景>

- 昨年度の本プロジェクトの報告で示された新カリキュラムの学習内容を効果的に学ぶことができるよう関連する科目を組み合わせた研修会を考案した。
- 科目の名称の変更理由として、「家族関係論」については学習する内容を表す言葉を用いたほうが適切であることから「家族援助論」に変更する。「退院調整」については、近年は退院支援の言葉を用いることが多くなっていることから「退院支援」に変更する。

- 認定志願者は自分自身の学習状況を把握する機会として、実習を実施する年度に中間試験（中間評価）を受ける。
- 実習は、認定志願者の看護実践の場の違いによる精神科看護の対象者の特性やこれからの精神科医療の機能をふまえ、入院医療看護コースと外来・在宅看護コースを設けた。

## 2) 認定試験について

### <提案事項>

- 試験小委員会の委員の選任を年度内に行い、出題基準を平成 27 年度の早い時期に公表する。平成 28 年度以降は、毎年 4 月に公表する。
- 認定試験の出願書類は、資料 3 の通りとする。

### <理由>

- 平成 27 年度の研修会の実施にあたり、講義内容に試験の出題基準を含めることを研修会の講師に依頼する必要がある。
- 認定試験の出願書類については、専攻領域の統合に伴い、記載項目を見直した。

## 3) 登録について

### <提案事項>

- 精神科認定看護師をホームページ等で公表する場合は、氏名、支部名、施設名を示す。

### <理由>

- 精神科認定看護師が各自で主に実践している事項等の表記について検討をしたが、現行制度の専攻領域と混同することから行わない。
- 他団体の資格認定制度においても氏名、施設名の表記が一般的である。

## 4) 更新について

### <提案内容>

- 更新審査の要件は変更しない。ただし、更新申請書類および 5 年間の活動実績ポイント換算表については資料 4 のとおりに変更する。
- 活動実績ポイント換算表の運用開始時期は平成 27 年度とする。平成 26 年度までの活動実績については現行の活動実績ポイント換算表により算出し、平成 27 年度以降の活動実績については改正後の活動実績ポイント換算表により算出する（図 1）。

- 今回の活動実績ポイント換算表の改正によって当初見込んでいた活動実績ポイントが減算になったため更新の要件を満たすことが難しい場合が想定される。その場合は、更新申請時に「制度改正の影響を受けた活動内容」と「制度改正がなかった場合に見込まれた活動実績ポイント数」を申告することで更新審査を受けることを認める。
- 申請する活動実績ポイントは 100 点以上 200 点以内とする。また、活動実績には研究発表や精神科認定看護師ブラッシュアップ研修会の受講を含むことを推奨する。
- 精神科認定看護師への周知は、平成 26 年 9 月以降に行う。

<理由・背景>

- 昨年度の本プロジェクトの報告に基づき、知識の発展に寄与する活動や精神科看護を対外的に発信する活動に該当する項目は点数を高くした。
- 研修会参加に偏った活動を行っている場合は、活動実績ポイント換算表の改正によって、ポイントが大幅に減算となるので慎重に対応をする必要がある。
- 更新の申請にあたっては、活動を証明する書類の添付が必須となっている。現行制度では、申請するポイント数に上限を設けていないため活動実績ポイント数が高いほど書類の枚数が膨大となり、事務作業や書類の保管に課題がある。
- 現行制度では、5 年間の活動期間内に研究発表を行わない場合でも制度上は更新できる。精神科認定看護師の役割である「知識の発展」に位置づけられている活動を推奨するために「活動実績には研究発表を含むことが望ましい」という但し書きを追加する。
- 制度改正の内容を早く周知することにより、精神科認定看護師自身が制度改正に対応するための時間を確保できる。

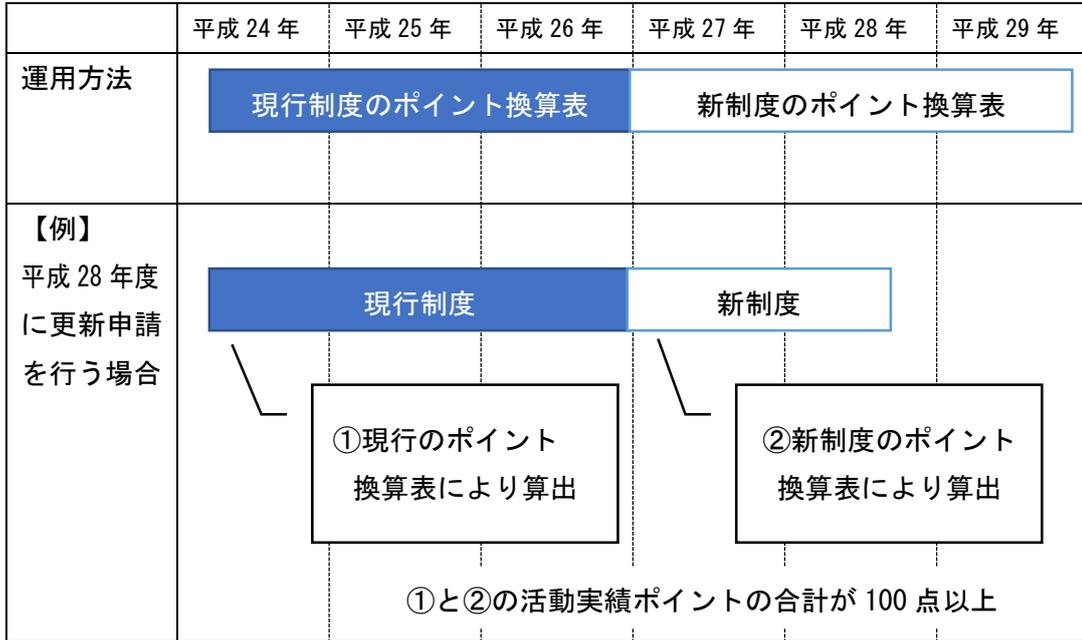


図 1 活動実績ポイント換算表の運用方法

#### 5) 広報について

- 制度の周知のため学術集会等での説明会の開催、実習施設への説明会の開催、ホームページ等での広報を実施していく。

### 4. プロジェクト構成

#### 1) 委員

- 遠藤 淑美 (当協会業務執行理事・教育認定委員長/大阪大学)
- 吉浜 文洋 (当協会業務執行理事/佛教大学)
- 萱間 真美 (当協会教育認定委員/聖路加国際大学)
- 榊 明彦  
(「薬物・アルコール依存症看護」科目担当講師/医療法人社団翠会成増厚生病院)
- 麻場 英聖 (公益財団法人復康会沼津中央病院)
- 草地 仁史 (山陽学園大学/精神科認定看護師)
- 吉川 隆博 (当協会業務執行理事/東海大学)

#### 2) 事務局

- 仲野 栄 (当協会業務執行理事)
- 窪田 澄夫 (当協会業務執行理事)
- 柿島 有子 (当協会認定部長)

## 5. 添付資料

- 資料1 精神科認定看護師教育課程
- 資料2 精神科認定看護師教育課程 実習要項
- 資料3 認定試験に関する出願書類
- 資料4 5年間の活動実績ポイント換算表
- 参考資料 精神科認定看護師制度ガイドブック（案）